

中村尚子（立正大学）

PICK UP キーワードから 読み解く福祉の今



障害者総合支援法

=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法

地域生活、福祉的就労などを支える障害者福祉全般を定めているのが障害者総合支援法です。

2013年4月施行の同法は障害者自立支援法（2005年成立）を前身としています。自立支援法は、①知的障害、身体障害、精神障害の三障害別に並立していた福祉制度を統合し、②介護などの日常生活支援と就労に関する支援の2つに再編。同時に、③個人の福祉利用に応じて公費を支払う個別給付制と応益負担を法定化、④施設や事業所に対しては利用に応じた報酬制が導入されました。これらの特徴から、障害者福祉制度を介護保険制度に近づけるための土台づくりが見えてきます。

福祉利用に費用負担が生じる自立支援法は障害者の生きる権利を否定するものとの声が広がり、障害者権利条約採択（06年12月）とも連動して違憲の提訴が相次ぎました。政府はその非を認めて訴訟団と「基本合意文書」を交わし、10年1月からは、条約批准に向けた国内法の整備を目標に障害者団体代表も含めた政府での議論が本格化しますが、主題の1つが自立支援法を廃止して新法=障害者総合福祉法をつくることでした。11年8月には「障害のない市民との平等と公平」を掲げた新法の「骨格提言」がまとめられます。本来、この提言に基づいて新法が法案化されるべきでした。しかし政府は、提言をまったく無視し、法律名称を変更しただけにすぎない「総合支援法」を成立させたのです。

3年見直しと残された課題

障害者総合支援法は附則で、施行後3年を目途に見直すとうたっています。その時期が2016年であることから、政府は検討議論を、社会保障審議会に付しました。

同審議会障害者部会は、2015年4月から12月まで19回の会合を開き、常時介護を必要とする人の支援や移動支援の範囲、意思決定支援など、用意された5項目の検討事項を中心に論議。その結果を報告書にまとめました。「基本合意」と「骨格提言」を反故にして成立した同法の経過に照らしてみると、見直しは少なくとも2つの文書に立ち返るべきでした。しかしそうした立場をとらないまま審議は重ねられ、自立支援法の枠組みの中での見直しに終始しました（詳細はP2の「ニュースナビ」）。自立支援法以降、けっして棄却されることなく続いている「介護保険との統合」については、相談支援と介護保険のケアマネジメントを接近させるなど、制度利用の入口の部分で統合に向けた布石を広げようとしています。

さらに見逃せないのは、財務省関係の審議会が社会福祉とは相容れない収益論や公平論を振りかざして強引な発言をつづけていることです。これに迎合した支給制限や費用負担増、報酬改定が目論まれています。

総合支援法見直しは法改正という形をとって国会で審議されます。国会の内外において、あらゆる機会を通じて、私たちの声を国に届けていく必要があります。